

## 『希望の家・寿楽園の運営の見直し』

Q．東京都では養育里親の充実を組み入れた施設縮小、施設撤廃の方向性を都民に示しております。現在の施設入所と里親委託の比率（9：1）から里親の比率を2～3にするという具体的な数値目標も聴こえてきます。その様な中、四日市市では同規模民営施設に子どもたちを入れようとしています。四日市市においては、何故、世界の流れである「家庭的養護」を無視されているのでしょうか。施設に子どもを入れっぱなしとなるような改革は止めていただきたい。里親制度は、財政上のメリットは明らかだという事も申し添えます。

子どもたちにとってよりよい環境であり、コストパフォーマンスのよい里親制度を普及させることと、施設の規模やあり方とは密接不可分です。この点、このまま民営化されれば里親を拡充することは不可能となるのではないのでしょうか。

提言を読ませていただいた限り、提言の考える民営化とはかけ離れた「民営化」が行われようとしています。子どもたちの立場に立ち、里親制度の拡充に十分配慮した新たなプランが策定されるよう現在の案を白紙に戻すためご尽力いただくよう心からお願い申し上げます。

A．里親制度は、知事が認定した里親に一定期間子どもの養育をお願いする制度で、県の児童相談所長が里親に養育を委託するかどうかを決定することになっており、運用は都道府県が行っています。この制度は、子どもを「家庭的な環境」で養育することができる有効な制度であることはご指摘のとおりで、欧米では施設における養護より里親による養護が圧倒的に多いのが現状です。

養育経費についても、施設養護では子ども一人当たりの支弁費（措置委託費）が15万円前後であるのに対し、里親への委託経費は7万円前後で、ご質問にあるようにコストパフォーマンスにも優れています。

希望の家でも、現在6人の子どもが里親に養育を委託されており、この件数は県内の施設では多い方ということです。

しかしながら、わが国では、養子縁組を前提とした「養子里親」が主流であり、養育を目的とした「養育里親」が少なく、里親委託の件数は措置が必要な児童の6%弱で、里親の登録数が漸減しているという現実もあります。

一方では、親による養育が困難となり養護を必要とする子どもは、今後も増加するだろうという予測があり、こうした状況の中で、直ちに施設の定員を減らすことは

むずかしいと考えています。

むしろ、現在の施設定員を維持しながら、県に対し里親委託の拡大を働きかけるほうが現実的であると考えています。

このため、民営化後は、「家庭支援専門相談員」を配置することを移管先社会福祉法人の公募条件とし、市がその経費を助成する考えです。この「家庭支援専門相談員」は、未婚や未成年の親への子育て支援や、子どもを養育したことがない里親への養育相談など、子どもの家庭復帰や里親による「家庭的養護」の支援を主たる業務とするもので、里親委託を行っている児童相談所と連携をとりながら、里親の開拓や研修にも携わることになっています。

Q . 提言書で主張されている公開性や市民参加がなく、処遇水準も抽象的です。それでも委員の皆さんは、来年からの民営化が良いとお考えなのですか。

民営化に反対ではありませんが、民営児童養護施設についてのデータを収集せず、従って、公開もしないまま民営化が適切というのは議論以前の問題です。この点どうお考えでしょうか。

A . 希望の家の民営化については、市民の代表である市議会の意見や、市民の皆さんで構成する行財政改革推進会議の提言などを踏まえて検討してきました。また、平成 10 年度以降、民間の社会福祉法人が設置運営する施設やこれまでに民営化された施設を視察し、その考え方を伺ったりしてきました。

その結果、子どもの処遇の向上のためには民営化することがより良い方法であると考え、市議会 9 月定例会に希望の家を民営化するための条例を提案させていただくことにしました。

この 9 月定例会で民営化について議論していただくため、現在資料のとりまとめを行っていますが、一部については、市広報 8 月下旬号の特集号や、市のホームページでご紹介しました。近くホームページの内容を追加する予定ですので、そちらもご覧いただきたいと思います。

Q .現在の公募条件に職員人数が含まれておらず、市が何人の職員が適切だと考えているのかわかりません。提言の具体的な処遇水準をまず確定、提示するという立場と相容れないのではないのでしょうか。

A .子どもの処遇水準と施設の職員配置は密接な関係があることは言うまでもありません。施設の職員配置については、厚生労働省令でその最低基準が示されていますが、社会福祉法人が設置運営する施設では、それぞれの施設の運営方針に沿って、基準を超える職員が配置されているのが現状です。

また、民間施設では、保育士が保育だけでなく洗濯等の業務も行い、調理員が子どもと一緒に食事しながら保育にも関わるなど、職員がそれぞれの職責を超えて有機的に子どもの養護にあたることで、効率よく子どもの養護が行われているのが現状です。

民営化後の職員配置については、国が定める最低基準、現在の希望の家や県内の民間施設での職員配置の状況を参考にしながら、応募法人の考え方を十分聴き取って移管先を決定したいと考えています。

Q .「民営化は子どもたちのため」とありますが、行財政改革の経費節減の真実が隠されている。また、受け入れが明確でない。

A .民営化については、平成 8 年当時から内部で検討されてきた課題で、その目的はあくまでも子どもの処遇の向上であり、民間でできることは民間にお任せし、市はそれを支援するという考え方に基づくものです。

しかし、民営化することで経費の節減も期待できることから、民営化後は、老朽化した施設の建て替えや臨床心理士などの専門職員の配置などを、市が責任を持って支援していくことを考えています。

また、移管先の法人は、公募により公平、公正に選定することが必要ですので、公募の条件などを定める公募要項や選定の基準を定める選定要領などを設け、学識経験者などで構成する選定委員会で、子どもを安心して預けることのできる社会福祉法人を選びたいと考えています。

Q . 民営化の方法を決める前に、子どもを含む関係者の意見を聞き、子どもの処遇を決めることになっていました。しかし、民営化を平成 15 年 4 月からとするとはどういうことか。情報公開がなされていない。

ご家庭でいろいろと両親との不安の中で過ごしてきたお子様をこれ以上不安の中に又入れることは止めてください。子どもを盾にとらないで、井上市長を信じてはいかがですか。

A . 子どもにとって希望の家の民営化は、自分の住む家がどうなるかという大変大きな問題ですから、当然子どもの意見も聴いて、民営化後の施設運営を考えるべきであると思います。

しかし、反面では、長期に渡り子どもの不安を掻き立てることは処遇上も好ましくないことから、これまでに民営化を行った市や施設長の意見も聴いたうえで、できるだけ短期間で民営化を行うとともに、移管先の社会福祉法人を決定してから、子どもへの説明や民営化後の施設への希望など、子どもの声を十分聴きとることにしたものです。

民営化に当たっては、今後、子どもの声を移管先法人にも聴いてもらい、子どもの処遇向上につなげていくよう、移管先法人と十分協議していきたいと考えています。

Q . 提言にもあるように、子どもの視点において考えるべきであり、市職員の保身のための動きは、問題の本質を見逃すと思う。

A . 市職員労働組合による民営化反対の署名活動を指してのご質問と受け止めます。市としては、民営化を考えるについては、ご指摘のとおり子どもの処遇の向上を第一に考えるべきであると思います。

現在、希望の家に勤務する職員は、民営化後はそれぞれの職種に応じた所属へ異動することになります。

また、異動後は、職員がボランティアなどの形で外部から子どもたちを支えることや、引き続き児童養護の仕事を希望する職員については移管先法人への就職も可能ではないかと考えております。

Q．少子化、核家族の中で、子育て（親育て、子育てですが）も重要な役割があり、その充実がないと将来を担う子どもたちの育ちがおかしくなっていて、不安な社会になっていきます。その中で、養護施設や老人施設について、行政で水準をきちんと決め援助していかないと、今でも子どもが虐待されて（民間施設の中で）いる状況がますます進みます。今の政治が、悩み続けている親の物心両面の支えになっていないことが、今の子どもたちの悲惨な状況を作っていると思いますが、そのあたりをどう皆様方は考えてみえますか。

A．児童養護施設に入所している子どもは、親がいても家庭で養育されない子どもが増えています。そうした子どもは、心に傷を持っていたり、年齢に見合った生活経験に乏しいといったことがありますので、ご質問のようにより手厚い支援が必要です。

希望の家の民営化に当たっては、心のケアや、未婚又は未成年の母親への支援も併せて行うことが必要であると考えており、そのための専門職員（臨床心理士、特別指導員、家庭支援専門相談員）の配置について、市が助成していく考えです。

さらに、施設での処遇の質を高めるためには、施設自身がサービス内容について評価を行う「自己評価システム」や、第三者機関による評価を行う「第三者評価事業」の実施も不可欠ですので、移管先法人の公募に当たっての条件とすることを考えています。

なお、ご質問中の施設における子どもの虐待については、ご質問の根拠が分かりかねますが、過去に千葉恩寵園や福岡愛育園などの事件があったこと、「市立希望の家を守る会」と「市職員労働組合」が発行した反対チラシの内容などをもとにいただいたものと理解いたしました。最近では、「子どもの権利条約」などにより、子どもに対し「子どもの権利ノート」が配布されたり、第三者評価項目などでチェックされたりしており、そういったことのないよう施設、行政が努力していることをお伝えしたいと思います。

Q . 市の責任において運営を行い、職員はプロパー方式をとれないのか。

A . ご質問のように、希望の家専属の職員を雇用することは、理論上は可能です。

しかし、市職員の給料額は給料表で定められていますが、職員の士気の高揚等のためには昇給や昇格が不可欠であると考えていますので、採用当初の給料額が低くても、将来的には職員が高齢化し人件費が増大することは避けられません。

そして、厚生労働省令で定める職員配置基準を上回る職員配置を行い、希望の家の運営経費の80%を人件費が占めている中で、これ以上人件費に税金を投入することは財政上からも難しいと考えます。

Q . 公立だと要求や文句が言いやすいからいいと言う人が多くいますが、本当に中味を考えた議論をすべきだと思います。

A . 希望の家の民営化に当たっては、ご質問のように、子どもの処遇の向上を第一に考えていきたいと考えています。

市の考え方については、広報8月下旬号の特集号や、市ホームページでもご紹介しています。また、近くホームページを追加する予定ですので、ぜひご覧ください。